

産業医制度について

1. 産業医制度の経緯

年	法令	事項
昭和 13 年 (改正)	工場法	工場医の選任の義務づけ。(常時 500 人以上(昭和 15 年の改正後、100 人以上)の職工を使用する工場)
昭和 22 年	労働基準法	衛生管理者(医師及び医師以外)の選任義務。(製造業等においては常時 30 人以上、その他の事業では常時 50 人以上の労働者を使用する場合)
昭和 47 年	労働安全衛生法	産業医の選任義務(常時 50 人以上。常時 1000 人以上の事業場または一定の有害業務に常時 500 人以上従事させる事業場は専属の産業医を選任。常時 3000 人以上の事業場は 2 人以上選任)
平成 8 年		産業医は労働者の健康管理を行うのに必要な一定の要件を備えた者でなければならないとされた。
		産業医は事業者に必要な勧告ができることとされた。 常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるよう努めることとされた。

2. 産業医の選任義務

労働者数	1～49 人	50～499 人	500～999 人	1000～2999 人	3000 人以上
有害業務に 500 人以上従 事する事業場	医師等によ る健康管理 (努力義務)	産業医 (嘱託可)	産業医 (専属)		2 人以上の 産業医
その他の事業 場	医師等によ る健康管理 (努力義務)	産業医 (嘱託可)		産業医 (専属)	2 人以上の 産業医